

三重県公報

令和4年2月22日 (火)

第 288 号

毎週火・金曜日発行

		目	次			
(番号)	(題	名)		(担当)		(頁)
	規則					
4	三重県県税条例施行規則の)一部を改正する規則		(税務企画	課)	2
5	三重県産業廃棄物税条例施	面行規則の一部を改正する	る規則	(同)	47
6	肥料の品質の確保等に関す	る法律施行細則の一部を	を改正する規則	(農産園芸	課)	50
	告示					
71	生活保護法の規定による医	医療扶助のための医療を打	旦当させる機関の指定	(地域福祉	課)	51
72	生活保護法の規定による指	旨定医療機関からの名称等	等の変更の届出	(同)	52
73	生活保護法の規定による指	f定医療機関からの当該 	事業の廃止の届出	())	52
74	生活保護法の規定による医	医療扶助のための施術を持た。	旦当する施術者の指定	(同)	52
75	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 療を担当させる機関の指定	- 関する法律の規定による	1 - · - ·	(同)	52
76	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 等の変更の届出			(同)	53
77	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 事業の廃止の届出			(同)	53
78	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 術を担当する施術者の指定	関する法律の規定による		(同)	53
79	農産物検査法の規定による		の登録事項の変更の届出	(農産物安全・ 課)	流通	53
80	農産物検査法の規定による	が地域登録検査機関からの	の業務の休止の届出	())	54
81	大規模小売店舗立地法の規	見定による意見の概要		(中小企業・サス産業振興課)	ービ	54
	公告					
	土地改良区の役員の退任及	び就任の届出		(農地調整	課)	54
	土地区画整理組合の解散認	3可		(都市政策	課)	55
	市街地再開発組合からの理	世事長の氏名及び住所の原	虽 出	(住宅政策	課)	55

規則

今和四年二月二十二日三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四号

第三号様式の二を次のように改める。三重県県稅条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。三重県県稅条例施行規則の一部を改正する規則

第3号様式の2(第8条関係)

	(第二次)		含者	又は保証	証人	宛て)								年	月	日
<u>.</u> 丑		名			様												
									ļ	県 利	一 事		知 所 務 所				A
						納	付(納	人)道	鱼 乡	印書	ŧ					
(保	と証人)		同	人の滞	纳金	額の	うち	、下記	己の₹						の第二巻 ないこと		
納	税	, =	者	住(月	뢐) į	所											
(牛	(特別徴収義務者) 氏 名 滞 年 度 期 別 税 目 納 期 限 税 額 延 滞 加 算 滞 納 計																
滞	年 度	期別	移	ź	目	納	期	限	税	額	延 金	滞額	加 金	算 額	滞 納 処分費		計
納							•	•									
							•	•									
金							•	•									
額		<u></u> 合				計											円
		ち、あ <i>が</i>) すべ				納	付 (納入) の	期	限		納	付	(納入)場	所
1,3	(4114) 4			円 円			白	Ē	月		月		指	定金	融機関又	は郵位	 更局
処分理由																	
1	もので	額のうち す。)日まで <i>0</i> } 算方法を		
		/	,_			·	•		/	, . p w t	,		_ ,,,, _	_		1/	. , 🛥 0

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第十六号様式(その一)から第十六号様式(その六)までを次のように改める。

税

纸

消込整 理者印

第16号様式 (第8条、第16条関係) (その1)

(領収済)	口座 番号 (通知書番	年度 (月分)報	少申告 申 告 1	重 加 算		上記の金額を頃 年			据 形 卷 麗 说
県 税	事項)		炭	<u> </u>		H		領収日付印	
#III	主 管					- 世		<u> </u>	
中	主 (加 <u>特番号及び税目</u>		腓	算 会	44	图	H H		※
納	口座 番号 (通知書		年度 期 期 期 期 1	少申告申告	重 加 算 延 滞	納期	并		

当	(重建、					A	, .	_	=	(領 収	
領収済通知書 (正本)	日座 主 管 番号 (加入者) (通知書番号及び税目により必要な事項	年度 (月分) 随時 県 税 税	少申告 加 算申告 加	重 加 算 会 : : : 硫 滞 会 : : :	11111	納 期 限 一年	上記の金額を領収したから通知します。	年 月 日	指定金融機関収納代理金融機関	会計管理者 県税事務所出納員 あて 自動車税事務所出納員	指 定 金 融 機 関 取 り ま と め 店
県税	沈事項)		税					- A B		領収日付印	l lund
付書	主 管 (加入者) タバ税目により必要な事項		県 税					年	ш		計 金

この様式を第23号様式による納税通知書と一連にして使用する場合は、領収証書の部分を省略すること。 備考

この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。 $^{\circ}$

県税		り必要な事項)	税	E				 	A H		領収日付印	
		必要な		ļ				 	年			
## II	管 (者)	こより		ļ <u>.</u>				 			Ш.17	東機
温	主 (加入	び税目に	県税					 		ました。	月 指定金融機関	収納代理金融機関
\frac{1}{2}		昏号及	随時	額	金	④	₩		阻	真収し	指定	収納
領		(通知書番号及び税目によ	度 期 (月分)		申告加算 1告加算	加算	崇	111111	崩	上記の金額を領収しました。	#	
	五 番 号		年度	税	過少申告不 中 告	1=1	延		納	<u> </u>		

税			党	田				 = -	Ш		1 付即	
斷		な事項)						 	Я	生子。	領収日	
	(章 (幸)	より必要な事項)						 	年	で通知し		幾囂
事 (副本)	主	(通知書番号及び税目に。	県 税					 		ましたので	月 指定金融機関	収納代理金融機関
領収済通知書		各号及	随時	額	④	倒	④		函	頃収し	田 猫	収納
領収夠		(通知書名	期 (月分)		h告加算 告加算	加算	操	1111111	崩	上記の金額を領収しましたので通知します	卅	
	口 番号		年度	税	過少申告不 中 告	1=1	延		納	111111111111111111111111111111111111111		

(その2)

三重県 領収済通知書窓 県 競	三重県 領収証書 ② 🖳 🖁
口座番号	口座番号
加入者名	加入者名
ID	
申告月 (実績月) 年 月 月分	
税 額 , 円 円 円	· ·
下記の書体に沿って記入してください	- 切・り・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
0123456789	용 • •
納期限 年月日 領収日付印 -	\`` -
上記の金額を領収したから通知します。	様
	だ -
fi 足 金	
取りまとめ店	税目
男 保 卷	納税者番号
新入(付)書/払込書 ② ^{및 税}	
口 座 番 号 加 入 者 名	
	申告月
納税者番号	(実績月)
申告月 (実績月) 年 月 分	税额
税 額	納期限 年 月 日
領収日付印	領収日付印
納期限 年 月 日	上記の金額を領収しました。
日計	
口数金额	
収納金 取 扱 店 保 管	納 税 者 保 管

備考 この様式は、申告納付及び申告納入に係るもので県税事務所で発行する場合において、納付又は納入する税額が確定していないときに使用すること。

報

(203)

三重県領収証書	稅 對準中調線卷 精卷 伊 日 別家 日 別家 年 年 後 日 年 一 年 一 年 一 年 一 年 一 年 一 年 一 年 1 日 年 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	延滞金・加算金 円 合計 円 終期限 年月日 上記の金額を確収しました。	
三重県納付書 ®	開題// 開題// 事業年度 時報報報 中日 十二 万 十十 一 万 十十	世 日	日 付 印 () () () () () () () () () (
	大名 隆号 日本 化多级 电影	切り取らないで金融機関処理 合 納保存住所氏名 瀬 瀬 海 会会 計 間 間 間 間 間 間 間 間 間 間 目 目 できませ に 見 ままままままままままままままままままままままままままままままままま	二 卷
県税	中 百 十 百 十 百 十 日 神	飯 収 日 付 印	(基治董重三)
	中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		上記の金額を削収しましたので通知 します。 三重県 出納員 あて 指定金騰機関 取りまとめ店
三重県納入済通知書	を 中 中 中 中 神 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
111	加者 収機器 税目 人名 納朗寺	納税を住所・氏	各

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

自動車税種別割

報

上記の金額を領収しました。

(納税者保管)

щ

(3)

三重県領収証書

(204)

納番 税額付予 + 第 ш (3) 舢 皿 ₽ # 襤 账 争 ₩ 額 111 斑 年度 自動車税 種別割 納税者の氏名 口数 県税 皿 新 区 分 施期限 上記の金額を領収しましたので通 知します。 三重県自動車税事務所出納員 あて 編 郡 忠 指定金融機関 取りまとめ店 納稅者住所氏名 新 安 中 \blacksquare \blacksquare (3) 三重県納入済通知書 Yを入れないでください 型 田 田 田 田 整件 等号 年度 下記の書体に 沿って記入して ください。 01234 相 本 名 极 機 器 母 母 定日

この様式は、必要な調整をして使用することができる。 備为

通常払込料金 加入者負担 ∜ 三重県納付書 原符兼払込金受領書 登録番号 延滞金 ήin 藥 塞 ⟨□ 口避強中 ш щ # 通常松込料金 加 入 者 負 担 新 区 分 光 展 展 4 金額 編 中 忠 自動車稅種別割納入済通知書 数 格 母 年度 口座番号 新 香 号 些 年度 重県 ₩ 自動車稅権別割 111 収納機関 番 号 人名 3422 加布 解目

(その5)

上記の金額を領収しました。 皿 三重県領収証書 1動車税種別 納付番号 (納税者保管) 領収日付印 # 納期限 税額 \mathbb{H} Ξ 自動車稅種別割 (取扱金融機関等控) 皿 領収日付印 # 税目 年度 金融機関使用欄 麼 納期限 # 納税者の氏名 析 日数 金額 # 領収日付印

報

この様式を第23号様式による納税通知書と一連にして使用する場合は、領収証書の部分を省略すること。 この様式は、必要な調整をして使用することができる。

上記の金額を選択しまし ので通知します。 「重異自動車後事務所出 員多で 指定金額級額

(三重県保管)

舗兆

延滞金

下記の書作 に沿って記入 してください。

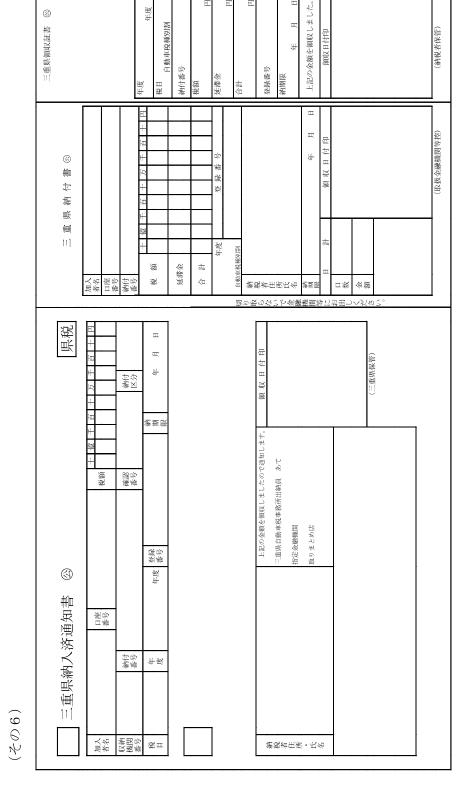
E

¥を入れないでください

E

中

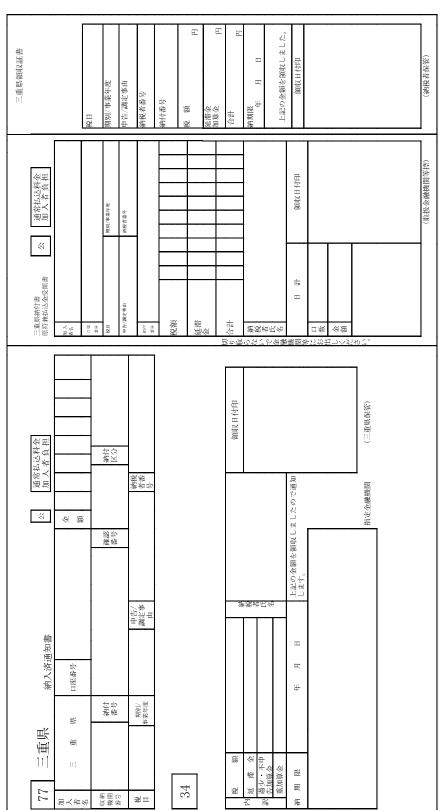
01234 56789



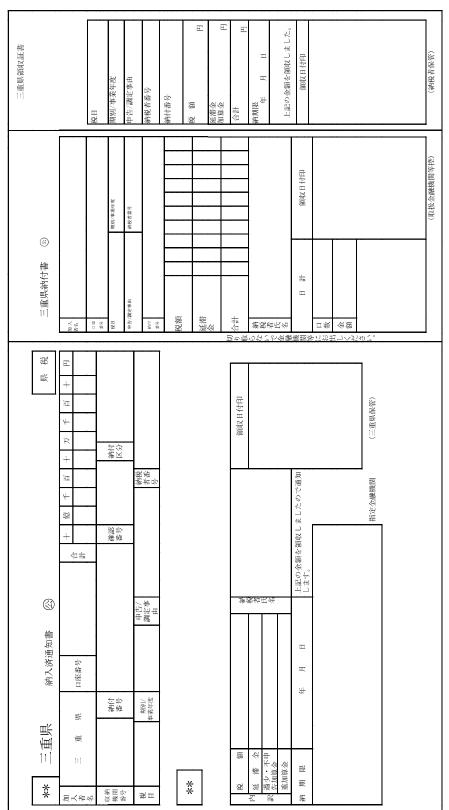
備考 この様式は、必要な調整をして使用することができる。

第十六号様式(その六)の次に次の二様式を加える。

報



備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。



備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

第二十三号様式(その一)から第二十三号様式(その十一)までを次のように改める。

第 23 号様式 (第 20 条関係)

(その1)

(表)

		税納税	通知	書兼領	収証			県 和	兑
口座 番号		主(力	加入者)	普					
(通知書番号)	及び税目に	により必要	要な事項	頁)					
住 所									
氏 名									様
	年度	期 月随時	県	税					税
税	額								円
延滞	金								
計									
(課税標準、	適用税率。	及び納付和	说額)						
納期限					年	Ę		目	
上記の金額 条の規定に 又は裏面記載	よつて賦	課しまし	たから	、納期	限まで			記の金額 しました	
:	年 月	日					Á		十印
	県 税 早 自動車	事 務 原 税 事 務	所 長 所 長		印				~ 11

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付すること になりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出 してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

(その2)

(表)

住 所

氏 名

様

個人事業税 納税通知書

課税年度	期	別	所	得	年	納	税	者	番	号
年度					年					

事	業税の	課 税 所	得	円
事	業主	控 除	等	円
課	税	標	準	Н
税			率	%
税			額	円

期	別	税	額	納	期		限	
			円		年	月	日	
			円		年	月	目	

上記の金額を地方税法第72条の2第3項及び三重県県税条例第38条第2項の規定により賦課し、同法第72条の51及び同条例第49条の規定により納期を定めましたから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関等に納めてください。

年 月 日

県税事務所長 回

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局
- ○三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付すること になりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その3)

(表)

住 所

氏 名

様

個人事業税 納税通知書

課 税 年 度	期	別	所	得	年	納	税	者	番	号
年度					年					

事	業税の	課 税 所	得	円
事	業主	控 除	等	円
課	税	標	準	円
税			率	%
税			額	円

育	j [可 ま	で	の	通	知	額					円
4	,	口	通		知		額					円
糸	þ		期				限		年	月	F	

上記の金額を地方税法第72条の2第3項及び三重県県税条例第38条第2項の規定により賦課し、同法第72条の51及び同条例第49条の規定により納期を定めましたから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関等に納めてください。

年 月 日

県税事務所長 回

備考 この様式は、相続人あて継承税額を通知する場合は、必要な調整をして使用する ことができる。また、必要により通知文に「所得税の修正(更正)により、」と加 えて使用することができる。

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局
- ○三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付すること になりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その4)

(表)

住 所

氏 名

様

個人事業税 納税通知書

課税年度	期	別	所	得	年	納	税	者	番	号
年度					年					

事	業税の	課 税 所	得	円
事	業主	控除	等	円
課	税	標	準	円
税			率	%
税			額	円

期別	税	ĺ	納	期	限	
		円		年	月 日	
		円		年	月 日	

振替口座

上記の金額を地方税法第72条の2第3項及び三重県県税条例第38条第2項の規定により賦課し、同法第72条の51及び同条例第49条の規定により納期を定めましたから通知します。この税金は、納期限の日にご指定の口座から振替納税されます。

年 月 日

県税事務所長 回

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その5)

(表)

住 所		
氏 名	様	
	個	人事業税 納税通知書

課税年度	期	別	所	得	年	納	税	者	番	号
年度					年					

事	業税の	課 税 所	得	円
事	業主	控 除	等	円
課	税	標	準	円
税			率	%
税			額	円

前	口	ま	で	の	通	知	額						円
今		回	ù	Ĺ	知		額						円
納			其	玥			限		年	月	F	1	

振替口座

上記の金額を地方税法第72条の2第3項及び三重県県税条例第38条第2項の規定により賦課し、同法第72条の51及び同条例第49条の規定により納期を定めましたから通知します。この税金は、納期限の日にご指定の口座から振替納税されます。

年 月 日

県税事務所長 回

備考 この様式は、必要により通知文に「所得税の修正(更正)により、」と加えて使用することができる。

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

取得原因 共同取得者の氏名又は名称 地目又は種類 $\#\mathbb{I}$ 知 物件所在地 浬 斑 辫 (¥ 斑 \mathbb{H} ψ $\widehat{\mathbb{H}}$ 斑 涶 緻 動 \leftarrow 稅 中 橅 棒(%) 神 筑 辫 稅 獭 年度 額 課税標準額(千円) 斑 月随時 所名 (406) 住氏

上記の金額を地方税法第73条の2及び三重県県税条例第56条の規定により賦課しましたから、納期限までに当所又は裏面記 載の金融機関等に納めてください。

Ш

町

#

照

泽

辫

됴

県税事務所長

Ш Щ #

憲

神付していただく場所 ○県内取扱先 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局 各県税事務所 ○県外取扱先 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・垂 ○三重県が指定するコンビニエンスストア

便局

働

延滞。

滞金について 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

ことになりますのでご注意ください り督促状を送付する 4 きは、地方税法の規定に、 納付されないときは 納期限までに完納されないと

この課税に不服がある場合は この課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査 請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。 他分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求にあずる裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の 取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を 取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を 代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。 なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損 書を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起 することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、独分の取消しの訴えを提起する ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、他分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

10 ができ ند IJ 10 'nΚ 上記の記載事項について所要の補正を加 ばき رلـ 10 要がある 爻 舗施

上記の金額を地方税法第73条の2及び三重県県税条例第56条の規定により賦課しましたから、納期限までに当所又は裏面記 納付書の送付先 $\#\mathbb{I}$ 科 浬 郑 辫 \mathbb{E} Ш (¥ 郑 $\widehat{\mathbb{H}}$ 碘 額 町 臣 世 斑 不動 $\not \boxplus$ 中 梅 率(%) 妆 郑 載の金融機関等に納めてください。 袝 斑 兼 Ш 年度_ 額 (千円) 贸 町 斑 月随時 課税標準額 稱 # 滐 刑 κ (202) \boxplus 出

県税事務所長 圓

29

憲

神付していただく場所 ○県内取扱先 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局 各県税事務所 ○県外取扱先 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・垂

郵便局

•

に定める延滞金の計算方法を記載する 延滞金について 法律及び条例

納付されないときは 納期限までに完納されないと

ください り督促状を送付することになりますのでご注意 4 地方税法の規定に、 ばき

この課税に不服がある場合は この課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査 請求をすることができます。審査請求書について(14、なるべく 県税事務所長を経由して2 通提出してください。 処分の取消しの訴えば、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の 取消しの訴えば、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を 成表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。 作表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。 なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損 書を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起 することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、確な請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、かおった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、かおった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

10 とができ 10 上記の記載事項について所要の補正を加え ばき رک 要がある 芍 (その8)

(表)

住所 氏名

様

鉱 区 税 納 税 通 知 書

	年度	納税者番号	
定期 随時	税額		円

課税標準 税率 税額 (円) (円) (アール)

共同鉱業権者の氏名・名称

登録している鉱業権は共同によるもので すので、共同鉱業権者全員にこの税額と同じ納税通知書を送付していますが、下記の納付書に記載の税額が共同鉱業権者全員分 の納税額となりますので、共同鉱業権者で 協議のうえ、下記の納付書によって納税し てください。 ※納税額は、共同鉱業権者全員の納税通知

書を合計した額ではありません。

納	期	限	年	月	月

登録番号 号 第

鉱業権の内容	
鉱区所在地	面積(アール)

上記の金額を地方税法第178条及び三重県県税条例第138条の規定により賦課しま したから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関等に納めてください。

> 年 月 日

> > 県税事務所長 印

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付すること になりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その9)

令和4年2月22日

(表)

自動車税種別割納税通知書兼領収証書 登録番号 車台番号 住所 氏名 様 年 度 年度 税 自動車税種別割 納付番号 十万千百十円 税額 延滞金 合 計 納期限 年 月 日 上記の金額を領収しまし た。 領収日付印 右上記の金額を地方 税法第146条又は第147 年 月 日 条及び三重県県税条例 自動車税事務所長 回 第124条又は第125条の 規定によって賦課しま したから、納期限まで に取扱金融機関、郵便 局等(裏面参照)へ納 めてください。

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局
- ○三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を 提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その10)

(表)

住所

氏名

様

自動車税種別割納税通知書

登録番号

	税		額							円
年度	延	滞	金							円
自動車税種別割	合		計							円
	納	期	限		年		月		日	

上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125 条の規定によって賦課しましたから、納期限までに取扱金融機関、郵便局等(裏面 参照)へ納めてください。

年 月 日

自動車税事務所長 回

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することに なりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その11)

(表)

住所

氏名

様

自動車税種別割納税通知書

下記の自動車税種別割は、あなたの指定された預金口座から、自動的に振替納税させていただきます。

納 (振	Ŝ	其	期 替		限 日)		年	月	日	
指	定	預	金	口	座	口座番号				
税	:	額	合		計					円

上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125 条の規定によって賦課しましたから通知します。

年 月 日

自動車税事務所長

登録番号	税	額	車台番号	グリーン化税制	車	名
合 計		円				

- 注1 4月中に廃車等で税額が変更された場合は変更後の金額で振替納税されます。
 - 2 口座残高が不足の場合は口座振替ができませんので、振替日の前日までに口 座残高をご確認ください。
 - 3 裏面をよくお読みください。

(裏)

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請 求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第二十三号様式の二(その一)を汝のように改める。

第23号様式の2 (第20条の2関係)

(その1)

第		号
年	月	日

住所

氏名 様

県税事務所長 回

税更正決定 · 加算金決定通知書

税の課税標準及び税額を下記のとおり したので通知します。

この通知書による不足税額等は、別紙納付(納入)書により 年 月 日までに三重 県指定金融機関、三重県収納代理金融機関又は郵便局(三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内の 各局)へ納めてください。

なお、不足税額に対する延滞金も併せて納めてください。

	住戶	主所又は所在地									
納税者又は特別徴収義務者	氏。	名又は名	称								
	番	-	号								
年 度		期別		申	告年	月日		指定納期限			
年度		年 月2	分	年		月	日	年	月	月	
更正決定の理由											
摘 要		課 税 標 準 額 税 率					率	税額			
	イ				円					円	
	D	н						円			
差引過不足額(イーロ)	ハ				円					円	
延 滞 金	11	法律による	金額	Į							
		対象税目	通	常	分					円	
過少申告加算金		加	重	分					円		
旭ツ 中ロ州界並 	ホ	通常分	_		%				円		
	.,,	加 重 分			%					円	

不申告加算金		対象税額	円
	~	%	円
重加算金		対象税額	円
重加算金	+	%	円
合 計		(ハ+ホ+ヘ+ト)	円

注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

なお、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行 又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決 を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができ ます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

第二十四号様式及び第二十四号様式の二を次のように改める。

第 24 号様式 (第 21 条関係)

(表)

住氏	所名			樣	督		负	足 状
	<u></u> 兑					Image: square of the property of		
期	別	/	事	業	年	度		
申	告	/	調	定	事	由		
納	Ŧ	兑	者	育	番	号		
				税			額	円
				過少	· 不E	申告力	加算金	円
		年度	: -	重	加	算	金	円
				合			計	円
				延	Ý	帯	金	法律による金額

あなたの県税が上記のとおり滞納となつていますから、至急取扱金融機関、郵便 局等へ納めてください(根拠規定、納付(納入)場所、延滞金の算出方法等は、裏 面を参照してください。)。

なお、この督促状が送付される前に既に納付(納入)済みの場合は、事務手続上、金融機関によつて、当所への通知が2週間程度遅れることがありますので、ご 了承ください。

年 月 日

県税事務所長 自動車税事務所長 (裏)

督促状の発付に係る地方税法の根拠規定

税目	根拠規定

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

この督促状を発した日から起算して11日目までに完納されなかつたときは、地方 税法の規定により、やむを得ずあなたの財産を差し押さえなければなりませんので ご注意ください。

この督促に不服がある場合は

この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4第1号に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

第24号様式の2 (第21条関係)

(表)

					(11)						
	住 所							134			
	氏 名							様			
				督	促	}	犬				
		年度	納利	脱者番号							
	事 業	年	度								
	申 告	区	分								
	法人県	民税和	说 額						円		
	法人事第 法人事第 方法人	業税又に	は地						円		
	法人県民	民税延済	帯金	法律による	5金額						
	法人事 法人事 方法人 金	業税又に	は地	法律による	る金額						
		加。	算金		円	重加算	金		円		
	納	期	限		年	月	Ħ				
ī	あなたの県税が上記のとおり滞納となつていますから、至急取扱金融機関、郵便 局等へ納めてください(根拠規定、納付(納入)場所、延滞金の算出方法等は、裏面を参照してください。)。 なお、この督促状が送付される前に既に納付済みの場合は、事務手続上、金融機 関によつて、当所への通知が2週間程度遅れることがありますので、ご了承くださ										
	1	• -7.		_,					-		

年 月 日

県税事務所長 🗉

(裏)

督促状の発付に係る根拠となる法令

税目	根拠規定

納付していただく場所

- ○県内取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
 - 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局
 - 各県税事務所
- ○県外取扱先
 - 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

この督促状を発した日から起算して11日目までに完納されなかつたときは、地方 税法の規定により、やむを得ずあなたの財産を差し押さえなければなりませんので ご注意ください。

この督促に不服がある場合は

この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算

この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4第1号に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。 なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は毛続の続行により生ずる著しい掲案を避けるため緊急の必要があると

なわ、①番食雨水があった日から3月を経過しても級次がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間 を提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過し た後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認めら れる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

室 三

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 間、必要な調整をして使用することができる。3 この規則の施行前に改正前の三重県県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の3

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五号

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

第五号様式を次のように改める。三重県産業廃棄物税条例施行規則(平成十三年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第5号様式(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

住所又は所在地 氏名又は名称及び 法人にあっては、その代表者の氏名

様

県税事務所長 回

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書

産業廃棄物税の課税標準量、税額及び加算金を下記のとおり更正・決定しましたので通知します。 この通知書による不足税額等は、別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機 関、三重県収納代理金融機関又は郵便局(三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内の各局)へ納めて ください。

	住所又	は所在は	也														
納税者	法人には	は名称及で あっては、 長者の氏名															
課務	期	ħ	罰				年		月	日	から	,	年	月		月	まで
申	告 書 提	出 期	限					申	告	書	提	出	年	月	月		
	年	月			日							年		月			日
更正又は	決定の	理由															
区		分	課	税	標	草 洋	進	量	税			率	税				額
更 正 又	は決	定①					1	・ン			1, 0	00円					円
申		告 ②					1	・ン			1, 0	00円					円
差引不足利	· 額③ (①-	-2)													円		
区		分	基	礎と	tj	: る	税	額	課			率	加	算		金	額
過少申	告 加 算	金 ④	(ì	通常分)		円					%					円
			(力	加重分)		円					%					円
不 申 告	加算	金 ⑤						円				%					円
重 加	算 金	6						円				%					円
納付すべき	税額等の (③+④+®							_		/							円
指	定 納	期	限									年		月			日

注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

なお、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算 して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、 なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は 手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ない ことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(規格A4)

宝 宝

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。2 この規則の施行前に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

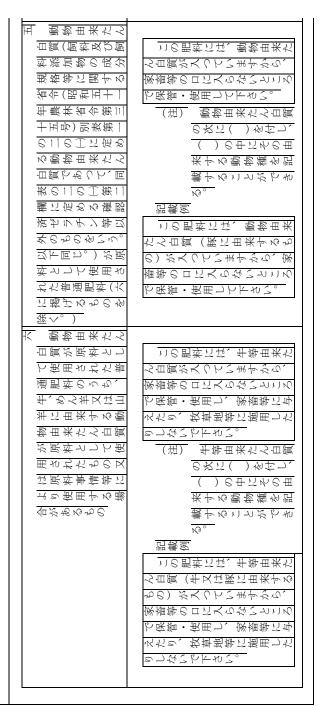
令和四年二月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六号

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和三十四年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

× 1/11 0 14	3 1011711114	以	出	後	010114642	改正前
		10.				(
						第四条 法第四条第一項第七号若しくは同条第三項
						の規定による知事の登録に係る普通肥料又は法
						第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による対象と、である。
						る知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者
						は、別表の第一欄に掲げる普通肥料を生産したとえる事、の同じの値で持たがは用料の全面ます。
						きは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器)は、見害の食一样においては、まれまれては、
						及び包装を用いないものにあっては各荷口又は多り、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
						なさればなのなう。
<u> </u>	(盤)					既 川 《 と と と と と と と と と と と と と と と と と と
	(/					別表 (第四条関係)
						<u> </u>
						料として使用さ この肥料には、石灰塗素が
						A A A A A A A A A A
						- 限られたもの及 下さい。 料が石灰窒素に 十四時間以内は飲酒しないで
						グ 名 学 色 様 作 を 日 一 次 3 日 1 次 3
						加えたものを除
						された普通肥料 (粉末)が入っていますから、原料として使用 この肥料には、たばこくず
						秦園又はその附近において使
						用すると、柔の葉にニュチン
						が吸収されて、蚕に害を与え
						ることがあります。
						川・井豫中に投す
						る で で で で で で で で で で で で で
						制する材料が使 制材が入つていますから、薬
						用された尿素、液面散布用に使用しないで下さ
						大阪 全田 草 又は 「い。」
						<u> </u>
						<u> 日 </u>
						<u>モニウムが原料 この肥料には、チオ純酸ア</u>
						として使用され ンモニウムが入っていますか
						た弦状窒素 E料 ら、過剰施用に注意するとと
						種しないで下さい。 種しないで下さい。 又は液状複合肥 もに、施用後一週間以内は糖
1						程した シマドさい



この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第71号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる 機関を指定しました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はなみずき皮ふ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1 階	令和4年1月1日

きせ腎泌尿器科・かんぽうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和4年2月1日
神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12番 12号	令和3年12月1日
うすい歯科	四日市市浜田町 12番 16-2号	令和4年1月1日
医療法人 さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和4年1月1日
訪問看護ステーション 結び	四日市市日永西5丁目6番1号	令和4年2月1日
訪問看護ステーション 虹の夢玉城	度会郡玉城町蚊野 2155 番地	令和3年12月1日

三重県告示第72号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
古田医院	桑名市大仲新田屋敷 327-2	名称:医療法人大仲会大仲ファミリー クリニック	令和4年1月1日

三重県告示第 73 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
南皮フ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1F	令和3年12月31日
若林耳鼻咽喉科	四日市市生桑町 114 の 1	令和3年12月31日
久保耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市白子駅前 1-8	令和4年1月5日
神田小児科	伊勢市川崎 1 丁目 12 番 12 号	令和3年11月30日
うすい歯科	四日市市浜田町 12番 16-2号	令和3年12月31日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和3年12月31日
相野歯科医院	南牟婁郡紀宝町鵜殿 1336-12	令和3年12月31日
訪問看護ステーションレインボー	津市白塚町 2420-1	令和3年3月31日

三重県告示第74号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
川瀬 猛士	山城鍼院 山城整骨	三重県四日市市山城町 1451-10	令和4年1月10日

三重県告示第 75 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の 規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はなみずき皮ふ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1 階	令和4年1月1日

きせ腎泌尿器科・かんぽうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和4年2月1日
神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12番 12号	令和3年12月1日
うすい歯科	四日市市浜田町 12番 16-2号	令和4年1月1日
医療法人 さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和4年1月1日
訪問看護ステーション 結び	四日市市日永西5丁目6番1号	令和4年2月1日
訪問看護ステーション 虹の夢玉城	度会郡玉城町蚊野 2155 番地	令和3年12月1日

三重県告示第76号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
古田医院	桑名市大仲新田屋敷 327-2	名称:医療法人大仲会大仲ファミリー クリニック	令和4年1月1日

三重県告示第 77 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
南皮フ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1F	令和3年12月31日
若林耳鼻咽喉科	四日市市生桑町 114 の 1	令和3年12月31日
久保耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市白子駅前 1-8	令和4年1月5日
神田小児科	伊勢市川崎 1 丁目 12 番 12 号	令和3年11月30日
うすい歯科	四日市市浜田町 12番 16-2号	令和3年12月31日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和3年12月31日
相野歯科医院	南牟婁郡紀宝町鵜殿 1336-12	令和3年12月31日
訪問看護ステーションレインボー	津市白塚町 2420-1	令和3年3月31日

三重県告示第78号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(同 法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定し ました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
川瀬 猛士	山城鍼院 山城整骨	三重県四日市市山城町 1451-10	令和4年1月10日

三重県告示第 79 号

農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号) 第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成27年7月22日 第60号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム	代表取締役社長 松尾 尚之	伊賀市西湯舟字大門 3609 番地

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
稲垣 豊	もみ、玄米	K 242014541

三重県告示第80号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の休止の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成27年7月22日 第60号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム	代表取締役社長 松尾 尚之	伊賀市西湯舟字大門 3609 番地

3 休止の期間

令和4年2月9日から同年12月31日まで

4 休止しようとする業務

国内産農産物(もみ・玄米)の品位等検査

三重県告示第81号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン津城山

津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆

- 2 津市から聴取した意見
- (1) イオンタウン津城山に関しては、立成小学校及び久居東中学校の校区であり、通学する児童生徒の通学路の近くでもあるため、工事を伴う場合は、交通誘導員を配置するなど、通学時の交通安全対策について配慮すること。
- (2) 店舗敷地内は、黒木遺跡が含まれるため、土木工事を行う場合は、埋蔵文化財の届出を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年2月22日から同年3月22日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 見 勝 之

保々新田土地改良区(四日市市中野町1555番地76)

退任理事

四日市市中野町 1570 番地 13 北川博美 〃 1462 番地 藤牧 定 市場町 2725 番地 1 山川政夫 西村町 2974 番地 山川久子 IJ 2978 番地 山川善彦 IJ 11 2977番地2 山 川 いく代

退任監事

四日市市市場町 2732 番地 4 寺 本 豊 山川昌隆 *"* 2733 番地

就任理事

四日市市中野町 1555 番地 76 山川正智 西村町 2972 番地 市川大輔 IJ 2994 番地 市川信子 IJ 2995 番地 2 市川五男 リ 4158 番地 山川晴美 〃 市場町 2946 番地 服 部 員 就任監事

四日市市西村町 2941 番地 2 服部敏洋 近藤悦子 *"* 2745 番地

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第45条第2項の規定により、桑名市多度力尾土地区画整理組合の 解散を令和4年2月22日付けで認可しました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 見 勝 之

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、伊勢市駅前C地区市街地再開発組合から 理事長の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

理事長の氏名及び住所

氏名 角前 博道

住所 伊勢市一志町6番31号

Ξ 重 県 発行

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/